

南相馬市～工事等設計書～

起工月	令和8年1月			工事概要 防火水槽修繕工 N=1基 コンクリート防水工 A=62.0m ²	
契約番号	2025000885				
路線名	-				
工事等名	防火水槽修繕（鹿島区寺内地区）工事				
工事等場所	南相馬市 鹿島区寺内字大谷地 地内				
総工事費	当初請負		仕様概要 1. 設計図書及び仕様書（共通・特記）によること。 2. 詳細は監督員の指示によること。		
	当初設計				
	変更請負				
	変更設計				
工事費総括表					
費目	金額	工事価格	消費税相当額	摘要	
本工事費					
附帯工事費					
測量及び試験費					
用地費及び補償費					
機械器具費					
營繕費					
工事雜費					
工事費					
事務費					
事業費					

工事費内訳書

諸経費は一括計上すること。ただし、積み上げ金額がある場合は備考に内書で()の中に金額を記入すること。

住 所

業者名

代表者名

最低制限価格の設定(算定)について

防火水槽修繕(鹿島区寺内地区)工事

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

該当工事には のチェック表示をしております。

工事に伴う最低限必要な費用 = 最低制限価格(P)

最低制限価格(P)の設定範囲：予定価格(入札書比較価格)の75%～92% + 消費税額

予定価格(入札書比較価格)の75%～92%の範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

算定式

一般土木工事(橋製作・架設工を含む)

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

建築工事(一般・解体工事共通)

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

建築工事に付随する設備工事、並びに単独補修工事は建築工事算定方法に準じる

補装工事

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

水道工事

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

暖冷房衛生設備工事

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

電気・通信設備工事(製作・据付共通)

(直接製作費 + 直接工事費) × 97% + (共通仮設費 + 間接労務費) × 90% + (現場管理費 + 工場管理費 + 機器間接費) × 90% + 一般管理費(製作分 + 据付分) × 68%

機械設備工事(製作・据付共通)

(直接製作費 + 直接工事費) × 97% + (共通仮設費 + 間接労務費) × 90% + (現場管理費 + 工場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) × 90% + 一般管理費 × 68%

直接製作費：製作工事に係る経費(材料費、機器単体費、労務費 等)

直接工事費：据付工事に係る経費(輸送費、材料費、労務費、仮設費 等)

防火水槽修繕(鹿島区寺内地区)工事 位置図[鹿島区]



総括情報表

頁0-0001

事務所	D1 南相馬市	
設計書名	実施設計書 当初 000000000000	
変更回数	0	
事業名		
適用単価区分	1 実施単価	
適用単価地区	71 S (相双1) 地区	
単価適用日	00-08.01.01(0)	
諸経費体系	1 土木工事	
ファイル名	000000000000当初 防火水槽修繕(鹿島区寺内地区)工事	
	当世代	前世代
前払率	40	
諸経費工種	09 公園	
冬期歩掛補正	00 冬期割増なし	
契約保証補正	02 役務的保証	
施工地域補正	00 補正なし	
現場環境改善費	00 必要無し	
週休二日補正	01 月単位	
ICT施工補正	00 ICT補正なし	

工種条件

条件	条件値	名称
A 水替費区分	0	水替費なし
	1	水替費あり
B 山林砂防工置き換え区分	0	山林砂防工置き換えなし
	1	山林砂防工置き換えあり
C 時間的制約を受ける場合の労務単価補正	1	時間的制約を受ける(補正1.06)
	2	時間的制約を著しく受ける(補正1.14)
D 夜間工事の場合の労務単価補正	1	20時開始の夜間工事(補正1.5)
	2	19時開始の夜間工事(補正1.437)
	3	18時開始の夜間工事(補正1.375)
E 特殊勤務費[円]		
F 作業日数集計指示	1	作業日数集計無
	2	作業日数集計1
	3	作業日数集計2
	4	作業日数集計3
	5	作業日数集計4
	6	作業日数集計5

本工事費内訳表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
防火水槽修繕工					Y100V004951
防火水槽修繕工					Y2139004952
コンクリート防水工					Y320B000046
コンクリート防水工					Y4709
高压洗浄工 水替え、清掃、土砂撤去含む	62.0	m 2			V0002 00 施工 第0 -0001号表
コンクリート防水工 コンクリート防蝕水性エポキシ樹脂	62.0	m 2			V0001 00 施工 第0 -0002号表
仮設工					Y2093
仮設工					Y3093
仮設工					Y4093
ポンプ据付撤去工	1	箇所			S5621 00 施工 第0 -0003号表
ポンプ運転 作業時排水 排水量 0以上 120未満	1	日			S5620 00 施工 第0 -0005号表

000000000000

南相馬市

金抜き

本工事費内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
直接工事費						
安全費			式			Z0008
工事名標示板加算額		1	基			S9990 00 施工 第0 -0008号表
共通仮設費(率)			式			Z0009
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費			式			
工事原価						
一般管理費			式			
工事価格						
工事価格	(まるめ)					
消費税等相当額			式			

本工事費内訳表

頁0-0004

0000000000

南相馬市

金抜き

施工内訳表

頁0-0005

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
高压洗浄工 W0002 水替え、清掃、土砂撤去含む	62.0	m 2			施工 第0 -0001号表 特単価適用日：08年01月01日
普通作業員 [0.828]	7.0	人			R0030
高压洗浄工	62.0	m 2			W0002
*** 合計 ***	62	m 2			
*** 単位当たり ***	1	m 2			
*****	*****	*****	*****	*****	*****
コンクリート防水工 W0001 コンクリート防蝕水性エポキシ樹脂	62.0	m 2			施工 第0 -0002号表 特単価適用日：08年01月01日
土木一般世話役 [0.775]	4	人			R0010
特殊作業員 [0.769]	3	人			R0020
コンクリート防水工 コンクリート防蝕水性エポキシ	62.0	m 2			W0001
*** 合計 ***	62	m 2			
*** 単位当たり ***	1	m 2			

施工内訳表

頁0-0006

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
ポンプ据付撤去工 S5621	1	箇所			施工 第0-0003号表
土木一般世話役 [0.775]	0.500	人			R0010
特殊作業員 [0.769]	0.100	人			R0020
普通作業員 [0.828]	2.000	人			R0030
パックホウ運転(クレーン機能付) 機 - 28 勾-型 2.9t吊 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	0.500	日			SK728 施工 第0-0004号表
諸雑費	1	式			#99
*** 単位当たり ***	1	箇所			
B=1 土木工事標準積算基準 - 5 - 4					

施工內訛表

頁0-0007

0000000000

南相馬市

金抜き

施工内訳表

頁0-0008

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
ポンプ運転 S5620 作業時排水 排水量 0以上 120未満	1	日			施工 第0-0005号表
特殊作業員 [0.769]	0.140	人			R0020
工事用水中ポンプ運転 機 - 30 口径 200mm 揚程 10m	1.000	日			SK690 施工 第0-0006号表
発動発電機運転 機 - 16 ディーゼル 45KVA	1.000	日			SK526 施工 第0-0007号表
諸雑費	5.000	%			#09
*** 単位当たり ***	1	日			
A=1 作業時排水 B=5 排水量 0以上 120未満 D=1 10m E=1 土木工事標準積算基準 -5- -4					
*****	*****	*****	*****	*****	*****
工事用水中ポンプ運転 SK690 機 - 30 口径 200mm 揚程 10m	1	日			施工 第0-0006号表
工事用水中ポンプ賃料 口径 200mm 揚程 10m	1.200	供用日			K0708
諸雑費	1	式			#99
*** 単位当たり ***	1	日			
A=5 口径 200mm 揚程 10m B=1.2 賃料数量 C=0 電力消費量 D=					

施工内訳表

頁0-0009

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
発動発電機運転 SK526 機 - 16 ディーゼル 45 KVA	1	日			施工 第0-0007号表
軽油 ミニローリー(パトロール給油)	46.000	L			T0250
発動発電機 ディーゼルエンジン駆動 45 KVA	1.200	供用日			K0624
諸雑費	1	式			#99
*** 単位当たり ***	1	日			
A=13 B=46 C=1.2 D=5 ディーゼル 45 KVA 燃料消費量 賃料数量 超低騒音 排出ガス対策型(第3次基準値)使用					
*****	*****	*****	*****	*****	*****
工事名標示板加算額 \$9990	1	基			施工 第0-0008号表
工事名標示板加算額 (木材使用・据付撤去含む)	1.000	基			T9940
*** 単位当たり ***	1	基			
A=1 土木工事標準積算基準 - 2 - - 2 4					

数 量 総 括 表

工事名：防火水槽修繕(鹿島区寺内地内)工事
工種体系名：公園緑地整備・改修

路線河川名：
施工箇所：鹿島区寺内字大谷地地内

名称	規格1 規格2	単位	数量	備考
本工事費				
防火水槽修繕工				
防火水槽修繕工				
コンクリート防水工				
コンクリート防水工				
高圧洗浄工	水替え、清掃、土砂撤去含む	m2	62.0	
コンクリート防水工	コンクリート防蝕水性エポキシ樹脂	m2	62.0	
仮設工				
仮設工				
仮設工				
ポンプ据付撤去工		箇所	1	
ポンプ運転	作業時排水 排水量 0以上 120未満	日	1	
運搬費		式		
準備費		式		
事業損失防止施設費		式		
安全費		式		
工事名標示板加算額		基	1	
役務費		式		
技術管理費		式		
営繕費		式		
現場環境改善費(積上)		式		
共通仮設費(率)		式		
労務管理費		式		
中止期間中の現場維持等の費用		式		
技術者間接費		式		
機器管理費		式		

特記仕様書

工事番号： 第 2025000885 号

路線河川名：

工事名： 防火水槽修繕（鹿島区寺内地区）工事

工事施工箇所： 南相馬市鹿島区寺内字大谷地 地内

1 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書 土木工事編（令和7年1月20日改正）」に基づき実施しなければならない。

2 本工事の施工にあたり、該当する項目は、□としている箇所である。

ただし、以下については、全ての工事に該当する項目である。

- ・第4章 情報共有システム・遠隔臨場
- ・第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・第6章 快適トイレの設置（災害復旧工事は除く）
- ・第7章 週休2日確保モデル工事等
- ・第8章 建設キャリアアップシステム活用工事
- ・第9章 ふくしまME資格取得者の現場活用
- ・第23章 法定外の労災保険の付保
- ・第24章 異常気象時における現場状況の報告
- ・第25章 再生資源利用計画書
- ・第26章 再生資源利用促進計画書
- ・第29章 その他

3 第2章～第6章、第15章～第22章が適用される場合は、具体的な内容を、福島県技術管理課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。

福島県ホームページ > 組織でさがす > 技術管理課 > 特記仕様書

4 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

5 設計図書として扱う図面は以下（別紙）のとおりとする。

図面名	図面番号	葉数	適用
図面	1	1	
計	全 1 葉		

- 6 以下(別紙)の図面は参考図とする。

図面名	図面番号	葉数	適用
計	全葉		

- 7 本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

- 8 設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

- 9 設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(福島県土木部)を活用すること。

[技術管理課ホームページ参照](#)

南相馬市

□第1章 一般共通事項

□1 下記の規制区域に該当するため、監督員と協議のうえ、関係官公庁に対して緊密な連絡をとり、協調を保つものとする。許可関係等がある場合には、監督員と協議のうえ、着手するものとする。

- | | | | |
|---------------|----------------------------|---|----------------------------|
| 1) 国有・民有保安林 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input type="checkbox"/> 無 |
| 2) 鳥獣保護区域 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input type="checkbox"/> 無 |
| 3) 国立・県立公園区域 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input type="checkbox"/> 無 |
| 4) 鉄道近接区域 | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input type="checkbox"/> 無 |
| 5) その他 () | <input type="checkbox"/> 有 | ・ | <input type="checkbox"/> 無 |

□2 施工区域内の地下埋設設備の確認について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱 第5章 埋設物（共通仕様書 土木工事編）」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。

□3 福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係 有 ・ 無

有の場合は、監督員と施工方法、施工時期、保護対策等について綿密な打合せを行うこと。

□4 河道掘削に伴う工事測量

河道掘削工事にあたっての工事着手時の測量については、伐採、伐開除根、表土剥ぎ等を行った上で実施すること。

□第2章 フレックス工事

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる工事である。

□第3章 準備期間確保工事

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（　　日間）内に着工日を任意に設定できる工事である。

第4章 情報共有システム、遠隔臨場

（本章はすべての工事に該当する）

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

情報共有システム及び遠隔臨場について、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。

情報システム実施の可否にかかわらず、本工事の提出書類については、可能な範囲で電位媒体により納品を行うものとする。

情報共有システム実施は、南相馬市建設工事情報システム実施要領によること。

第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

（本章はすべての工事に該当する）

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□ 1 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: _____ %

現場管理費(率分)に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: _____ %

□ 2 労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用)の割合: _____ %

現場管理費(率分)に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課)の割合: _____ %

第6章 快適トイレの設置

(本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

設置の可否については、現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏まえ、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。

第7章 週休2日確保モデル工事等

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める工事のうち、□としている箇所の対象工事である。

「週休2日確保モデル工事(発注者指定型)」 月単位 通期

「週休2日確保交替制工事(発注者指定型)」 月単位 通期

「完全週休2日モデル工事(発注者指定型)」

なお、「週休2日確保モデル工事(発注者指定型)」及び「週休2日確保交替制工事(発注者指定型)」において、受注者が「月単位の4週8休以上」を希望する場合、受発注者協議の上で変更することができる。

また、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることができます。

第8章 建設キャリアアップシステム活用工事

(本章はすべての工事に該当する)

1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。

2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(なお、実施要領は技術管理課ホームページ参照)

第9章 ふくしまME（メンテナンスエキスパート）資格取得者の現場活用

（本章はすべての工事に該当する）（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと） 第10章 総 則 1 施工計画書工程管理はバ・チャ・トにより行うものとする。なお、施工計画書作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」
(技術管理課ホームページ参照)を参考にすることができる。 2 工事用地等の使用 1) _____ 作業に係るヤードとして、別添「_____図」による土地を使用すること。（土地の使用は可能である。） 2) 使用にあたっての条件、制限等 3 関連工事

1) 工事名：_____

2) 路河川名：_____ 線・筋

3) 施工箇所：_____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____ 字 _____ 地内

4) 注意・指示事項：_____

 4 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目：_____ 数量：_____

引渡時期：_____

引渡場所：_____

 5 工事現場発生品

1) 工事現場発生品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。

発生品目：_____

引渡時期：_____

引渡場所：_____

2) 従来施設の撤去により発生した_____は、_____材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。

 6 建設副産物処理 1) 下記の建設副産物は、現地において下記のとおりリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

--	--	--

- 2) 下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	

積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

- 3) 金属くずについては、簡単に分別可能であり、明らかにスクラップとして売却処分できるものについては、協議の対象とする。

□ 7 中間検査にすること

- 1) 以下の対象工事（工種）の「有」について中間検査を実施する。毎月の履行報告時に実施予定期を報告すること。なお、～に複数該当する場合には、中間検査の回数について監督員と協議すること。

対象要件	対象工事 (工種)	実施時期	備考 (具体的な工種等)
竣工検査時に確認困難な工事(工種) (足場、仮設を撤去すると現場に行けなくなる等。)	□有 ・ □無	・対象工種が完成してから足場、仮設等を撤去するまでの間。	
不可視部の工事 (工種)で2)に示すもの	□有 ・ □無	・不可視部の施工が完了、又は概ね完了した時。 ・鉄筋構造物については、配筋が完了、又は概ね完了した時。	2)に示す工事 (工種)
工期が1年以上となる工事。	□有 ・ □無	・協議による。	
その他、発注者が必要とする工事(工種)	□有 ・ □無	・製作、仮組みが完了した時。 ・その他、発注者の指示による。	3)に示す工事 (工種)

注1) 監督員は、有無に印を付けるとともに、備考に工種を記入すること。

また必要に応じ実施時期を修正すること。

- 2) 不可視部の工事(工種)とは次のものとする。

- 杭基礎、□場所打杭、□深礎杭、□ケーソン基礎、□地盤改良
- 捨石均し、□被覆・根固め均し、□井筒潜函基礎、□山腹基礎床掘
- 上層路盤(1,000m²以上の工事)
- 現場打ちのボックスカルバート、擁壁(鉄筋Co)

橋台・橋脚、現場制作PC橋、床版

水門・樋門

ブロック製作、ケーソン製作

覆工Coの前段工事

その他【

】

3) その他、発注者が必要とする工種(工事)とは次のものとする。

桁の仮組立

水門扉、可動堰、スノーシェッド、ポンプ施設、除塵機、桟橋

堰堤(Co、盛土)

堰(工場制作)、ラバーダム

地盤変動等の影響が予想される掘削

仮橋、路面覆工(一般交通に供し、指定仮設として設置されるもの)

仮堤防(本堤防と同等の機能を求める仮堤防)

その他【

】

□ 8 監督員による確認及び立会等

監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるものほか下記のとおりとする。

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備考

□ 9 施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

□ 1) 出来形管理

工種	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所

□ 2) 品質管理

工種及び種別	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等

□ 3) 写真管理

工種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

□ 10 コンクリートの圧縮強度試験

「共通仕様書 土木工事編」の「品質管理基準及び規格値」における「1セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリート

の圧縮強度試験のうち、材齢28日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。

構造物名	コンクリートの品名等	摘要

11 用地取得及び支障物件

- 1) 工事区域内の用地確保 (濟 · 一部未了)

工事区域内に用地の確保が未了である場合は、監督員と緊密な連絡を保ち、解決に協力すること。

【用地取得見込時期】 ____ 年 ____ 月 (上旬 中旬 下旬)

- 2) 工事支障物件 : 有 · 無

【支障物件移転予定時期】 ____ 年 ____ 月 (上旬 中旬 下旬)

12 工事の履行報告（工程会議）

工事着工後、履行状況については、翌月5日までに監督員に提出すること。

なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。

また、協議様式は、監督員の指示によること。

13 交通誘導員の配置

交通誘導員は____に____人 配置する。

交替要員は____人 配置する。

なお、詳細については施工計画書において監督員と協議すること。

14 作業工程

- 1) 全ての 作業は、昼間 とし、時間帯は8時30分～17時までとする。

- 2) 作業工程における注意事項 :

3) 現道の使用規制について

現道は、_____により本工事を施工するものとする。

- 4) 工事を施工しない日 有 · 無 _____ 年 _____ 月 _____ 日

工事を施工しない時間帯 有 · 無 _____ : ~ _____ :

「工事を施工しない時間帯」は、

工期全体 上記「工事を施工しない日」 _____ に適用する。

15 仮設

- 1) 指定仮設の有無 有 · 無

2) 指定仮設

仮設物名	規格・寸法・構造	資料の有無	備考

 3) 下記の仮設物は工事完了後も工事現場に存置すること。

仮設物名：_____ 数量等：_____

存置期間：_____

 16 工事における現場環境改善

当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する内容から選択して実施すること。

計上 費目	実施する 項目数	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	()	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	()	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 労働者宿舎の快適化 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	()	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 盗難防止対策(警報器等) 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	()	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 社会貢献

 17 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を1基設置すること。

 18 六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(六価クロム溶出試験対象工種及び検体数)

工種	工法	配合設計段階	施工後段階
		検体	検体
		検体	検体
		検体	検体

(タンクリーチング試験対象工種及び検体数)

工種	工法	検体数	備考
		検体	
		検体	
		検体	

□第11章 材 料

□1 設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。

□1) 一般資材

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

□2) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離40kmの範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

□2 下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。

また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()

備考欄で種別を選択する。(試験のカッコ書きは試験方法を記入する)

□3 下記資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

□第12章 一般施工

□1 建設発生土の処理

□1) 他工事への流用： 有 · 無

工事名： _____ 路河川名： _____

施工場所： _____ 市・郡 町・村 大字 字 地内

運搬距離 _____ km

□2) 搬出先

受入場所： _____ 市・郡 町・村 大字 字 地内

運搬距離 _____ km

なお、受注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。

搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

□2 他工事からの流用土

□1) 他工事からの流用： 有 · 無

工事名： _____ 路河川名： _____

指定・施工場所： _____ 市・郡 町・村 大字 字 地内

運搬の有無： 有 · 無 (_____ km)

品質： _____

品質の確認試験(_____)については、 _____ で実施する。

□3 購入土等

□1) 購入土等の有無： 有 · 無

□2) 購入土等の種類： 購入土 · 岩ズリ · その他(_____)

□3) 購入土等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。

□4) 購入土等が1工事あたり1,000m³以上の場合は、受注者は、工事で使用する購入土等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員

に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

□ 4 建設汚泥（泥土）の処理

- 1) 汚泥（泥土）は、_____による改良を行い、_____として再利用する。
- 2) 改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における_____とする。
- 3) 改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。
- 4) 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。

□ 5 レディーミクストコンクリートの養生

- 1) レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☑印のとおり。

コンクリート種別	<input type="checkbox"/> 普通ポルトランドセメント		
	<input type="checkbox"/>	高炉セメントB種 ①)	
	<input type="checkbox"/> 混合セメントB種	<input type="checkbox"/> フライアッシュセメントB種	<input type="checkbox"/> シリカセメントB種
<input type="checkbox"/> 早強ポルトランドセメント			
気象条件	<input type="checkbox"/> 暑中コンクリート(日平均気温が25度を超える場合)		
	<input type="checkbox"/> 寒中コンクリート(日平均気温が4度以下になる場合)		
	構造物の露出状態 <input type="checkbox"/> 連続して、あるいはしばしば 水で飽和される部分 ②) <input type="checkbox"/> 普通の露出状態		

1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は技術管理課ホームページ参照

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-semento.html>

2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

□ 6 塗装工

- 1) 塗装回数は下塗_____回、中塗_____回、上塗_____回とする。
- 2) 塗料の種類は下記のとおりとする。

種別及び箇所	細別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装	下塗り1層		
	下塗り2層		
現場塗装	中塗り1層		

	中塗り2層		
	上塗り1層		
	上塗り2層		

□ 3) 素地調整(ケレン)は_____とする。

□ 4) 詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

□ 7 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

□ 1) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。

□ 2) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

□ 第13章 その他施工

□ 1 工法の指定

工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難い場合は監督員と協議のこと。

工種	指定工法	備考

□ 2 建築物又は工作物の解体

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更で計上するものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。

□ 3 重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工種	機種	規格

□ 4 ポリマー改質型アスファルト混合物の使用 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長200m以上）の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質型アスファルト混合物を使用する場合に記載

本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質 型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「」）

道路区分	舗装計画 (単位1日につき台)	交通量塑性変形輪数 (単位1ミリメートルにつき回)	該当欄
第1種、第2種	3,000 以上	3,000	
第3種第1級及び第2級			
第4種第1級	3,000 未満	1,500	
その他		500	
交差点等耐流動対策混合物として使用		1,500	

□ 5 植栽工 植栽に係る直接工事費が50万円以上となる工事の場合に記載

本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。

また、工事完成届提出時までに、植樹保険付保証明書を提出しなければならない。

□ 6 鋼橋桁の輸送に要する費用

鋼橋桁については、(例えば東京)からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画書で示した鋼橋桁の製作場所が(例えば東京)より近距離である場合、設計変更の対象とする。

□ 第14章 ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所

「共通仕様書 土木工事編」第1編第1章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針の△印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。

□ 1 工事を行う基本方針（指針P13）

基本方針1 すべての人が 快適 に利用できる施設

- 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- 右利き、左利きに対応した施設
- 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- 利用者に不自然な姿勢を強いない施設
- プライバシーに配慮された施設
- 天候や季節に左右されない施設

□ 疲れたときに休むことができる施設

基本方針2 すべての人が 簡単 に利用できる施設

- 使い方を直感的に理解できる施設
- 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- 必要な情報が容易にわかる施設

基本方針3 すべての人が 安全 に利用できる施設

- 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- 危険や間違えやすい状況が発生しない施設
- 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- 危険な部分が防護されている施設
- 四季を通じて安全な施設
- 災害時や不測の事態が生じても、安全に避難できる施設

基本方針4 さりげなく 美しい 施設

- 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針5 どのような状況にも 柔軟 に対応できる施設

- できる限り同じ手段で利用できる施設
- 利用者に応じた使い方が選べる施設
- 利用者のペースに合わせることができる施設
- 情報がその重要さに応じて提供される施設
- 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

□ 2 特に重点をおいて工事する項目・箇所

□ 第15章 記録保存の資料作成

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。
以下の資料を作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路構造物の記録保存資料
- 2 本工事は道路舗装構成物の記録保存の対象工事である。
以下の資料、作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路舗装構成等の記録保存資料

□ 第16章 1日未満で完了する作業の積算
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、施工実施にあたり、作業量が1日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「1日未満で完了する作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。

□ 第17章 施工箇所が点在する工事の積算
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。

対象地区： 工区(施工箇所)、 工区(施工箇所)、
 工区(施工箇所) (ホームページではこれらを対象地区という)
(なお、積算上の親工区は、 工区(施工箇所)とする。)

□ 第18章 落橋防止装置の溶接施工等について
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事において落橋防止装置の溶接施工等を行う際には、本章に基づき実施すること。

□ 第19章 I C T 活用工事
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

1 本工事の発注方式は(受注者希望型 · 発注者指定型)である。

□ 2 I C T 活用工事(土工)

本工事は、「福島県土木部 I C T 活用工事(土工等)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T 活用工事(土工)」の対象工事である。

□ 3 I C T 活用工事(舗装工)

本工事は、「福島県土木部 I C T 活用工事(舗装工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T 活用工事(舗装工)」の対象工事である。

□ 4 I C T 活用工事(浚渫工(港湾))

本工事は、「福島県土木部 I C T 活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T 活用工事(浚渫工(港湾))」の対象工事である。

□ 5 I C T 活用工事(土工 1,000m³未満)

本工事は、「福島県土木部 I C T 活用工事(土工 1,000m³未満)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T 活用工事(土工 1,000m³未満)」の対象工事である。

□ 6 I C T 活用工事（小規模土工）

本工事は、「福島県土木部 I C T 活用工事（小規模土工）実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T 活用工事（小規模土工）」の対象工事である。

□第20章 補装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第21章 「総合評価方式（標準型・簡易型）における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第22章 熱中症対策に関する現場管理費補正及び工期の設定
(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

1 本工事は、「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」の対象工事である。

2 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

) 作業不能日数： 日間

) 上記) は、環境省が公表する東北地方 (福島) 地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和 年～ 年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定期的現場作業時間において、環境省が公表する東北地方 (福島) 地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第23章 法定外の労災保険の付保

(本章はすべての工事に該当する)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類(証券等の写し)を提出しなければならない。

第24章 異常気象時における現場状況の報告

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

1 異常気象時等の対象

(1) 大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の当該市町村」の気象警報を対象とする。

(2) 震度5弱以上の地震時

「工事現場の当該市町村」の震度5弱以上を対象とする。

ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途、監督員から指示がある場合は震度4の場合も対象とする。

2 パトロール等の実施及び報告の内容について

作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状況把握に努める。

休工中であれば、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班(巡回員)を出動させて巡回点検(パトロール)を実施する。

天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。

危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、2次災害防止に努める。

警報が解除され、作業が再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。

地震及び津波が発生した後に、作業を再開する前には、建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検する。

異常の有無にかかわらず、点検結果を監督員(連絡が取れない場合は、係長又は課長)に適宜に報告する。また、報告方法は、まず電話連絡し、その後別紙様式にて、FAX又はメールする。

3 報告期限について

(1) 大雨・洪水等の警報発令時

警報発令後1時間以内及び降雨等の状況等により適宜。

(2) 震度5弱以上の地震時

地震発生後1時間以内。

(被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない)

(別紙様式)

建設事務所 部 課 行(FAX:024-)

施工に応じた点検項目を設定すること。
「路面の凹凸」
「強風で倒れる恐れのある看板」等。

記載例

異常気象時等現場点検結果報告書(例)

工事名	工第 - 41300 - 号					工事
場 所	市					地内
請負者	(株)					
現場代理人						
点検日時 (24時間表示)	開 始 終 了	令和 年 月 日	時 分			
点検項目						異常の有無
現場内の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の崩壊 ・法面の亀裂 ・法面からの湧水 ・路面の陥没 ・仮設の設置状況 ・工事名看板、規制看板の設置状況 ・架空線の切断、電柱の転倒等 ・河川、水路の水位の上昇状況 ・土石流の発生 ・地すべりの発生 					無し 有り(延長00m、法長00m) 無し 無し 無し 無し 無し 無し 無し 無し 無し
現場周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の状況 ・路面の状況 ・流末排水の状況 ・雨量計の読み取り ・土石流危険渓流の状況 ・砂防指定地の状況 ・急傾斜地崩壊危険区域の状況 ・地すべり危険区域の状況 ・その他異常の有無 					無し 無し 無し 000 mm 無し 無し 無し 無し 無し
処置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・No.0～No.10左側、切土法面に亀裂発見したため、杭柵を施工し、ブルーシートを被せて応急処置を行った。 					

第25章 再生資源利用計画書 (本章はすべての工事に該当する)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第26章 再生資源利用促進計画書 (本章はすべての工事に該当する)

1 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果の現場掲示例 技術管理課ホームページ参照）として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 受注者は、建設発生土の搬出先に受領書（技術管理課ホームページ参照）の交付を求め、その写しを5年間保存し、受領書の写しを完成図書に添付しなければならない。搬出先が県土木部の有償民間受入地の場合、受領書は「公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領」第9条の規定によるものとする。（試行要領は技術管理課ホームページ参照）

4 受注者は、土壤汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果（確認結果の現場掲示例 技術管理課ホームページ参照）を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

□第27章 三者協議

~~本工事は、三者協議会実施要領の対象工事である。~~

□第28章 国土強靭化事業の取組に関する広報

~~本工事は国土強靭化事業の関連工事であるため、工事名標示板に「国土強靭化対策工事」の記載を行うこと。~~

~~記載方法については、下記を参照し監督員と協議すること。~~

工事名標示板のイメージ（例）



主な工種等の記載に加え、枠内の記載を行う。

□第29章 その他の工事

防火水槽内の修繕については、水槽内のクラックを調査し監督職員に報告すること。

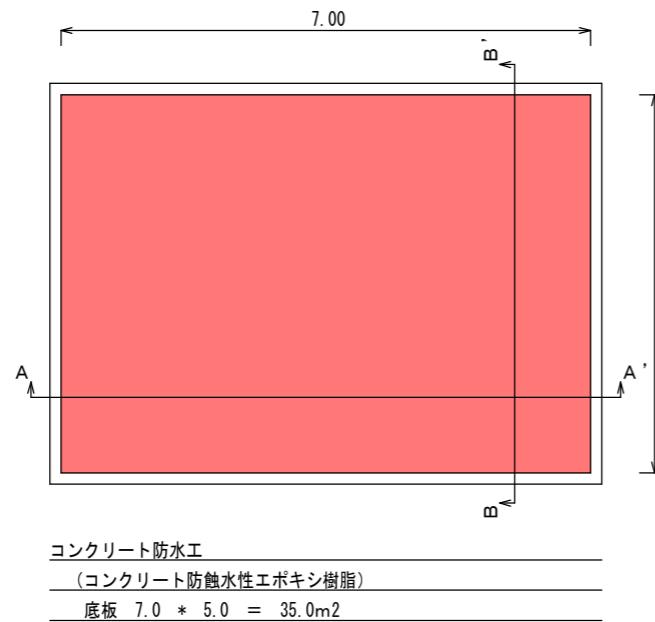
(1) 工事書類の簡素化について

1. 本工事は福島県土木部における「工事に関する提出書類の簡素化ガイドライン」

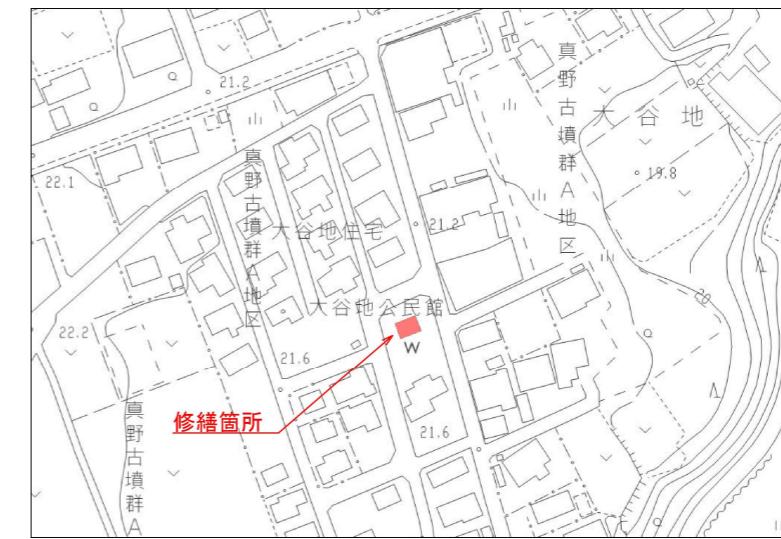
に基づき実施するものとする。

2. これに定められていないものは、監督職員と協議するものとする。

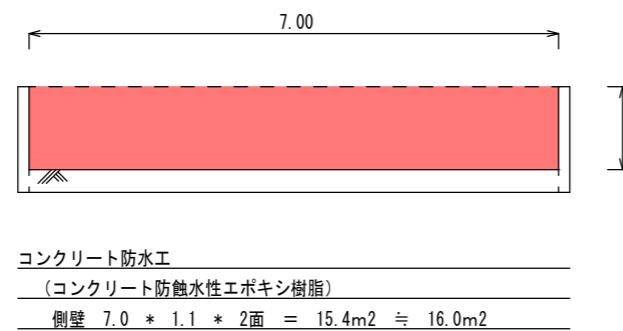
平面図



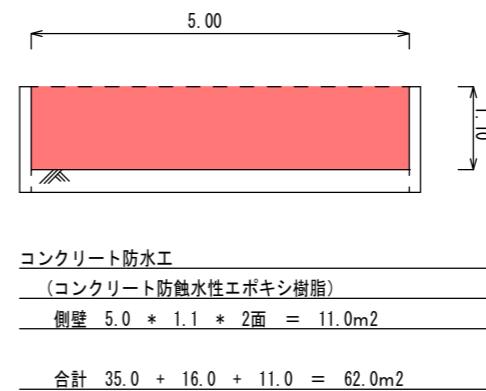
位置図



側面図 (A-A')



側面図 (B-B')



令和 7 年度	工事番号	第	号
防火水槽修繕 (鹿島区寺内地区) 工事			
南相馬市鹿島区寺内字大谷地 地内			
平 面 図 ・ 側 面 図			
縮尺	1 / 500	図面全 1	葉の 1
測量			主 任 技術者
設計			管 理 技術者
福 島 県 南 相 馬 市			